

(別添2)

○ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) (抄) (第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(業務の範囲)</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校(以下この号において「大学等」という。)の設置及び管理を行うこと並びに次に掲げる出資又は援助を行うこと。</p> <p>イ 当該大学等を設置する地方独立行政法人から委託を受けて、当該地方独立行政法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。)(の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対して行う出資)</p> <p>ロ 当該大学等における研究の成果を活用する事業(当該大学等における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。)であつて政令で定めるものを実施する者に対して行う出資</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ハ 当該大学等における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対して行う出資（二に該当するものを除く。）

（新設）

ニ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助

（新設）

三〇七 （略）

三〇七 （略）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2～8（略） 9 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第一項に規定する国立大学法人</u>、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第六十八条第一項に規定する公立大学法人</u>（以下この項及び第二十一条において「国立大学法人等」という。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。</p> <p>10～37（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2～8（略） 9 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第五項に規定する国立大学法人等</u>をいう。第二十一条において同じ。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。</p> <p>10～37（略）</p>